

子どもたちの規範意識を育てるための 指導資料【中・高編】



～ とちぎの徳育推進事業 ～

学校が家庭や地域社会と連携して、子どもたちの規範意識の育成に積極的に取り組むことが求められています。

身近なルールやマナーについて

- 🚩 みんなで話題にしよう
- 🚩 みんなで考えよう
- 🚩 一つずつ心がけて取り組もう

平成 20 年 3 月
栃木県教育委員会

教職員のみなさんへ

近年、都市化、少子化、情報化など社会の急激な変化に伴い、人々の価値観も多様化しており、これまで、家庭でのしつけ、人とのかかわりの中で培われてきた子どもたちの規範意識が醸成されにくくなっています。また、こうした状況といじめ等の問題行動との関連も指摘されており、子どもたちの社会性や規範意識などをいかに育成していくかが大きな教育課題となっています。

そこで、今年度、栃木県教育委員会では「とちぎの徳育推進事業」を立ち上げ、幼児から高校生までのそれぞれの発達段階に応じた道德教育を推進していく中で、子どもたちの規範意識の育成を図ることといたしました。本事業を推進するに当たっては、何より学校と家庭と地域社会が連携・協力を図っていくことが重要であり、とりわけ子どもたちを取り巻く大人一人一人が、豊かな人間性や規範意識の重要性を再認識し、子どもたちをしっかりと導いていくことが大切です。

これまでも、学校では、児童生徒が自分自身をしっかりと見つめ、人間としてよりよく生きるため、人、自然、社会などとの豊かなかかわりを通して、道德教育を進めてきましたが、先ず教職員一人一人が、自らの襟を正し、高い規範意識をもって日々の教育活動に当たり、子どもたちの道德性の育成に真摯に取り組んでいくことが何より重要と考えます。

各学校等においては、家庭や地域社会との連携の下、組織的な指導体制を整備し、本資料を有効に活用することにより、ルールやマナーを守り、正義感や思いやりにあふれた、健やかな栃木の子どもたちの育成に今後とも努められるようお願いいたします。

平成20年3月

栃木県教育委員会教育長 平 間 幸 男

目次

はじめに

1 「とちぎの徳育推進事業」のねらい	1
2 「とちぎの徳育推進事業」を展開するに当たって	2
《参考》「きっかけづくりは、まず学校から」	3
3 各学校の実践に向けて（構想と準備）	4
4 指導資料の構成と教材について	5
《参考》「教育基本法が全面改正されました」	6

第1部 教職員一人一人が心がけること

～ 子どもと向き合うすべての大人に心がけてほしいこと ～

Point 1 大人が手本を示す	8
Point 2 「自分で、自発的に」という意識を育てる	9
Point 3 子どもから大人への意識の変化を受け止める	10
Point 4 気持ちを落ち着かせてから対話を始める	11
Point 5 子ども同士が話し合い共に学ぶ場をつくる	12
Point 6 地域社会との連携は「あいさつ」から始まる	13
Point 7 当たり前と思うことでも学校と家庭の間で確認し合う	14

第2部 ルール・マナー教材ガイド

■ 規範意識育成の考え方と教材作成の意図	16
■ 指導資料・教材集の活用方法	18
教材A 学校と家庭を行き来する活用シート（中・高）	20
教材B 「親学習プログラム」をアレンジしたシート	22
教材C ルール・マナー参考資料	24

第3部 子どもを育てる力を一つにまとめること

Action 1 子どもたちの意識や行動の特徴をとらえて指導に生かす	28
Action 2 話し合いによって教員間の協働体制を確認する	30
Action 3 家庭と資料をやり取りして考え方を共有する	33
《参考》「規範意識を育てる児童・生徒指導」	34
《参考》「規範意識育成と特別支援教育」	36
■ 引用データ及び参考文献	38
■ 「平成19年度とちぎの徳育推進事業」 規範意識に関する指導資料作成委員会	39

※ 【中・高編】では、中学校から高等学校段階の子どもたちを対象とした指導を扱っています。
また、これらの発達段階における特別支援教育も対象としています。

はじめに

1 「とちぎの徳育推進事業」のねらい

- 近年、学校においても、「他者を思いやる気持ちに乏しい」、「欲望や衝動を抑制できない」というような子どもの心の問題が指摘されています。また、小学校の段階から授業が成立しない状況が見られたり、依然として深刻ないじめや暴力行為等が発生したりしていることについて、規範意識との関連が指摘されています。
- かつては当たり前身に付くと思われていた規範意識が、家庭や学校、地域社会で醸成されにくくなっています。このような状況は大人の社会にも見られ、社会全体でルールやマナーを大切にしようという機運が高まっています。
- 「とちぎの徳育推進事業」は、子どもたちの規範意識を育成するために、幼児から高校生までの各発達段階に応じた指導を充実させようとするものです。
- 実践に当たっては、学校と家庭との間を行き来する教材を活用し、教師と保護者との間で身近なルールやマナーについて確認し合うことにより、子どもたちの規範意識の基盤づくりを促します。
- この事業の推進に当たっては、教職員自身が社会規範を守り、様々な人々との人間関係づくりを大切にす姿勢を子どもたちに示すことが求められます。また、学校、家庭、地域社会の相互の連携が大切です。そこで、これらのことを県民に広く理解していただけるよう、次のようなスローガンを掲げました。

身近なルールやマナーについて



- みんなで話題にしよう
- みんなで考えよう
- 一つずつ心がけて取り組もう

2 「とちぎの徳育推進事業」を展開するに当たって

「とちぎの徳育推進事業」では、子どもたちの規範意識を育成する実践が校内だけで終わらないよう、学校が家庭や地域社会と積極的に連携・協力することを重視しています。このような実践は、新たに指導計画を作成したり、全教育活動に位置付けたりしなければできないものではありません。

例えば、「栃木の子どもをみんなで育てよう運動」と関連付けて、家庭や地域に呼びかけることから始めることができます。また、学校と家庭との間を行き来する教材は、道徳の時間や学級（HR）活動など、様々な場面で活用することができます。さらに、こうした教材の活用によって得られた成果や保護者、地域の人々からの声を、道徳教育や児童・生徒指導の改善・充実に役立てることができます。

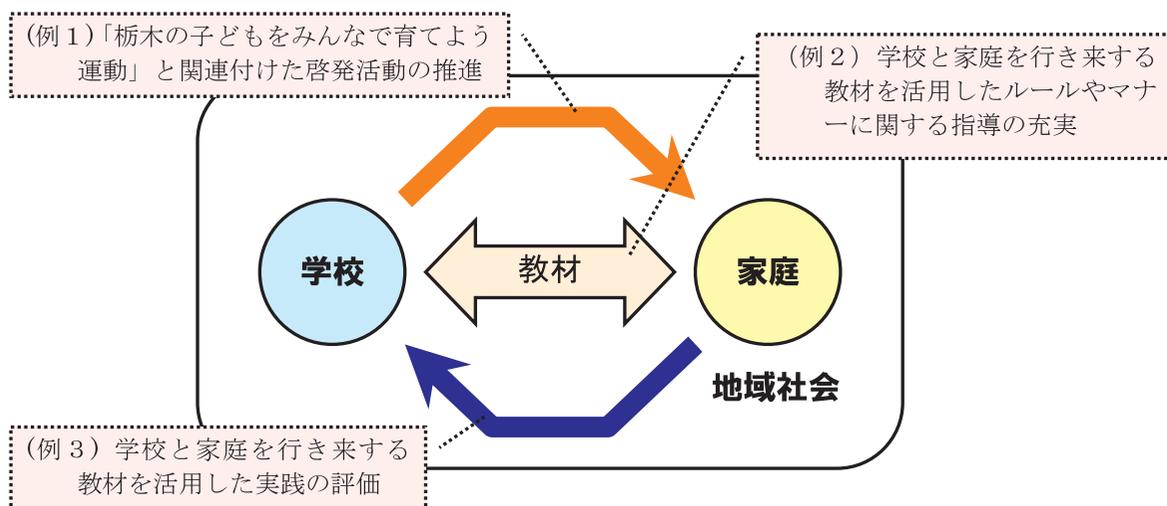


図 学校における徳育推進事業の展開イメージ

■ 「栃木の子どもをみんなで育てよう運動」について

社会規範を守る心、正義感や倫理観、命を大切にする心、他を思いやる心など、豊かな心をもつたくましい栃木の子どもを育てるためには、学校、家庭、地域社会が一丸となって取り組むことが必要です。

とりわけ、幼児期からのしつけや家庭教育、さらには、地域の大人が地域の子どもたちとふれあい、愛情をもって接することや、時には自信をもって厳しく叱ることが大切です。

県教育委員会では、21世紀を担う心豊かな栃木の子どもを育成するため、「とちぎ心のルネッサンス運動」の趣旨を踏まえつつ、地域を挙げて大人たちが相互に連携しながら子どもを育てていくことの重要性を広く県民に訴えていく運動を展開しています。それが「栃木の子どもをみんなで育てよう運動」です。

《 参考 》 「きっかけづくりは、まず学校から」

— 家庭や地域社会と連携するために —

大多数の保護者は、機会があれば、「きまり」や「約束」について子どもと話そうと思っていることが、次の調査結果から分かります。学校が家庭に積極的に働きかけて、身近なルールやマナーについて、話題にしてもらう機会をつくるのが大切です。

★ この資料に注目！

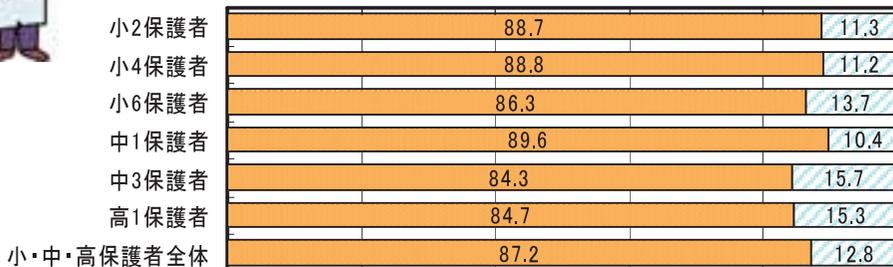
「きまり」や「約束」について、話題にしようと思っている保護者は8割を超えています。

● 調査対象

保護者	2,250名	(小1,227 中710 高313)
担任教師	628名	(小 181 中154 高293)

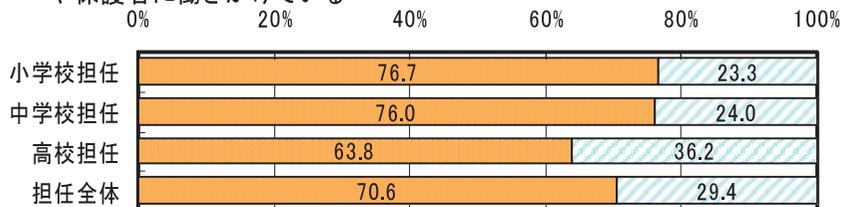


保護者
きまりや約束について、チャンスをとらえて話し合うようにしている



■ あてはまる・どちらかというあてはまる □ あてはまらない・どちらかというあてはまらない

担任教師
きまりや約束について、チャンスをとらえて家庭で話題にするよう、生徒や保護者に働きかけている



■ あてはまる・どちらかというあてはまる □ あてはまらない・どちらかというあてはまらない

「子どもたちのコミュニケーションに関するアンケート調査(平成19年6月実施 栃木県総合教育センター)」より作成

3 各学校の実践に向けて（構想と準備）

子どもたちの規範意識の育成に向けた指導は、ゼロからのスタートではありません。「とちぎの徳育推進事業」は、現在の取組のよさを最大限に引き出そうとするものです。

具体策1 学校と家庭を行き来する教材を活用する

本指導資料では、各学校の特色や重点課題に応じて選択したり、アレンジしたりできる教材を紹介します。

子どもたちの身近にあるルールやマナーについて、学校と家庭の双方で話題にし、理解を深めるために、学校と家庭を行き来する教材を積極的に活用してください。

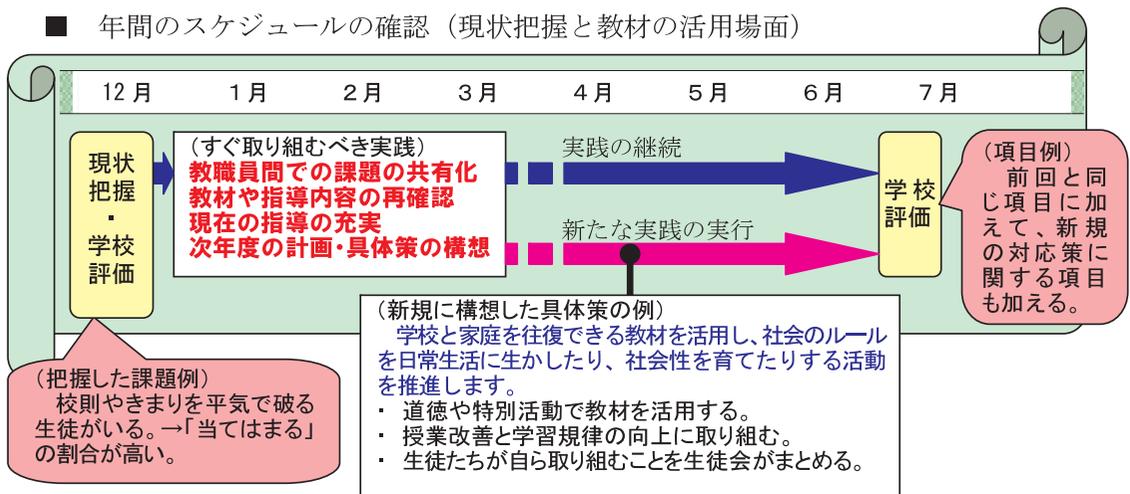
■ 学校と家庭を行き来する教材の例



具体策2 教材の活用と評価の場面を明確にする

既存の学校評価システムを生かして、規範意識の現状を把握します。すぐに取り組むべきこと、時間をかけて取り組むべきことなどの区別を明確にします。

■ 年間のスケジュールの確認（現状把握と教材の活用場面）



4 指導資料の構成と教材について

本指導資料は、教職員向けに3部構成で作成してあります。幼・小編と中・高編がありますが、基本的な考え方は共通です。以下、そのあらましを紹介します。

第1部 教職員一人一人が心がけること

～ 子どもと向き合うすべての大人に心がけてほしいこと ～

学校は子どもたちにとって社会のモデルですから、一人一人の教職員には、信頼の基盤となる規範意識や倫理観、実践的なコミュニケーション能力などの資質が求められています。

第1部では、指導に当たっての教職員の心構えを、七つのポイントにまとめました。また、これらの内容は保護者や地域の方々にも共通するメッセージとして、「子どもと向き合うすべての大人に心がけてほしいこと」というサブタイトルを付しました。

第2部 ルール・マナー教材ガイド

「とちぎの徳育推進事業」では、学校、家庭、地域社会の間で、身近なルールやマナーについて、「話題にしよう」、「考えよう」、「一つずつ心がけて取り組もう」というスローガンを掲げて実践を呼びかけています。

第2部では、読み物シート、各種ワークシートなどの教材を紹介します。

なお、子どもたちに対する指導や家庭及び社会地域との連携を図るための様々な教材は、別冊の教材集に掲載しましたので、本指導資料とあわせてご活用ください。

第3部 子どもを育てる力を一つにまとめること

子どもたちの規範意識を育成するためには、教職員同士がコミュニケーションを図り、考え方を共有することが大切です。また、家庭や地域社会との連携も必要であり、そのためには、学校が保護者や地域の人々の意見や社会からの要請に適切に応えたり、説明責任を果たしたりすることが大切です。

第3部では、このような教職員の協働体制づくり、学校評価システムを生かした指導体制づくりの考え方を紹介しています。

《 参考 》 「教育基本法が全面改正されました」

平成 18 年 12 月 22 日（公布）

ここに注目！ 規範意識の育成に関わる改正の概要

「教育の目的」を実現するための、今日重要と考えられる事柄を五つに整理して、第 2 条「教育の目標」を新設しました。「個人の尊厳」を重んずることを宣言するとともに、「道徳心」や「公共の精神」を規定しています。

以下、新設の「第六条第二項」、「十条」、「十三条」を紹介します。

(学校教育)

第 六 条 法律に定める学校は、公の性質を有するものであって、・・・（以下省略）

二 前項の学校においては、教育の目標が達成されるよう、教育を受ける者の心身の発達に応じて、体系的な教育が組織的に行われなければならない。この場合において、教育を受ける者が、学校生活を営む上で必要な規律を重んずるとともに、自ら進んで学習に取り組む意欲を高めることを重視して行われなければならない。

(家庭教育)

第 十 条 父母その他の保護者は、子の教育について第一義的責任を有するものであって、生活のために必要な習慣を身に付けさせるとともに、自立心を育成し、心身の調和のとれた発達を図るよう努めるものとする。

(学校、家庭及び地域住民等の相互の連携協力)

第十三条 学校、家庭及び地域住民その他の関係者は、教育におけるそれぞれの役割と責任を自覚するとともに、相互の連携及び協力を努めるものとする。



- 📌 幼児期の教育及び小・中・高の学校教育の各段階で、子どもたちの規範意識の育成に積極的に取り組むことが求められています。
- 📌 「とちぎの徳育推進事業」は、学校、家庭及び地域住民等の相互の連携協力の枠組みを確かなものとする取組の一つです。

※ 詳しい内容は、以下のページをご参照ください。

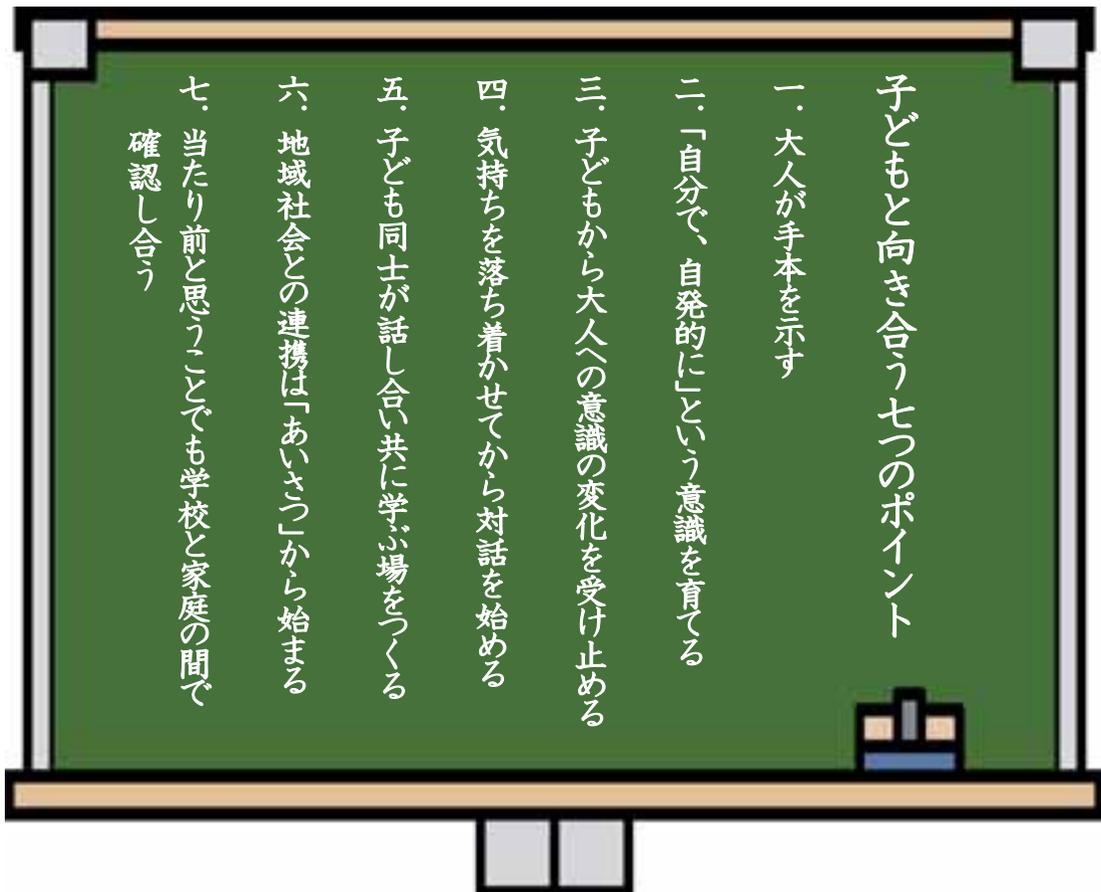
文部科学省・教育基本法資料室 http://www.mext.go.jp/b_menu/kihon/about/index.htm

第 1 部

教職員一人一人が心がけること

～ 子どもと向き合うすべての大人に心がけてほしいこと ～

- 教職員が社会のルールやマナーを尊重する姿勢は、日々の教育活動や学校運営を通して、子どもたちの心にはたらきかけ、周りの人々にも広がっていくものと考えられます。
- 第1部では、子どもたちの規範意識を育成するために、教職員一人一人が心がけたいことを七つのポイントにまとめました。
- これら七つのポイントは、教職員のみならず、子どもと向き合うすべての大人が心がけてほしいことです。保護者会や地域の様々な行事の際に、PTAや地域の方々にメッセージとして伝えていきましょう。



Point 1 大人が手本を示す

- 子どもたちの規範意識が問題となっている今こそ、教職員、保護者、地域みんなが、大人として、社会人としてふさわしい言動を心がけることが必要です。

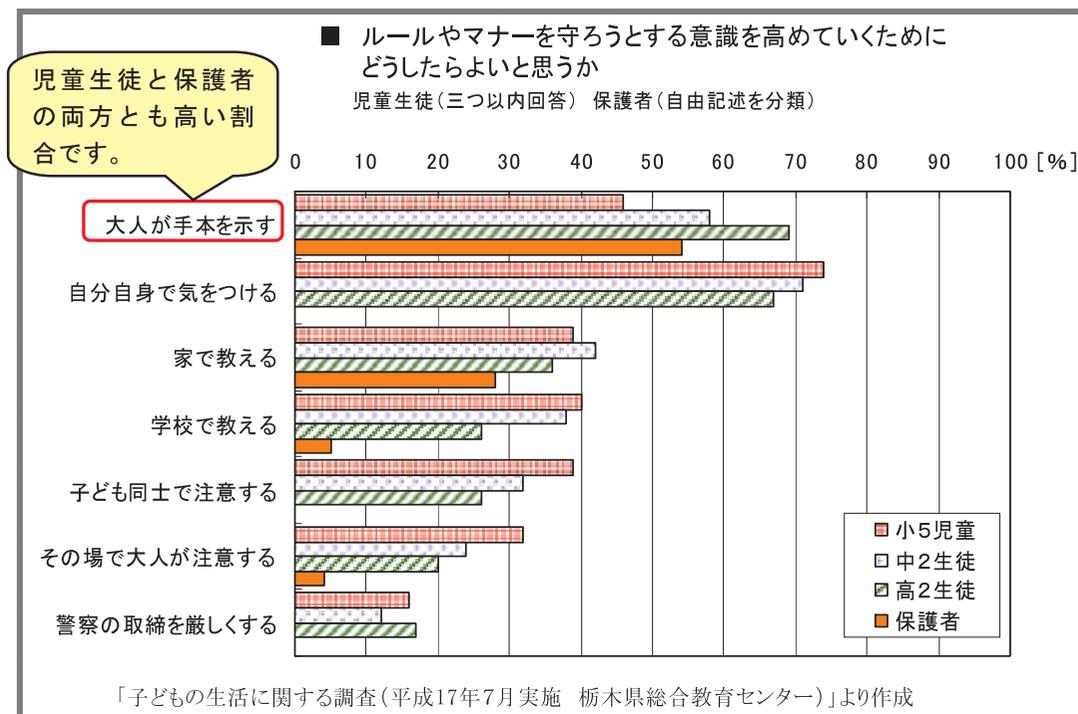


子どもたちに伝えたいこと

- 自分が率先してルールを守るようにしましょう。
- 周りの人のよいところはまねて、悪いところはまねないようにしましょう。
- 気付かなかったり忘れていたりして、きまりや約束を守れなかったときは、素直に「注意を聞く」、「謝る」を実行しましょう。

子どもたちは大人の言動を見ています

「子どものルールやマナーを守ろうとする意識を高めるためにどうしたらよいと思うか」について、児童生徒と保護者の回答を見ると、「大人が手本を示す」が両者に共通して多くなっています。



Point 2 「自分で、自発的に」という意識を育てる

- 基本的な生活習慣、生活リズム、学習習慣、学習規律などを確立させることを通して、「自分自身で、自発的に」という意識を育てているかどうか指導を見直しましょう。

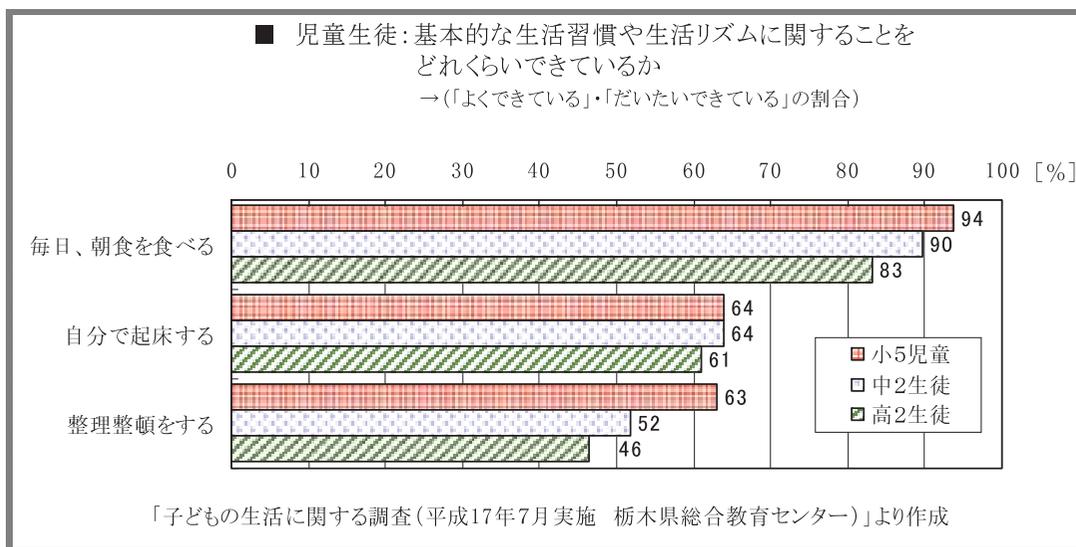


子どもたちに伝えたいこと

- 家や学校では、家族や先生が指示をしてくれることが多いため、つい受け身になりがちです。しかし、大人になると、そうした受け身の姿勢は許されなくなります。言われたことを守れたら、次から言われなくてもできるように心がけましょう。

子どもたちは、言われるからやるという意識になっていませんか？

学年が上がると、基本的な生活習慣や生活リズムが乱れる傾向がみられます。「自分で起床する」、「整理整頓をする」と回答している児童生徒の割合は、「毎日、朝食を食べる」に比べて、いずれの学年ともやや低くなっています。自分自身のことをきちんとやろうとする自律性は、学年が上がっても、なかなか育っていかない様子が見られます。



Point 3 子どもから大人への意識の変化を受け止める

- ▶ 小学校の高学年頃から、子どもたちの意識は大きく変化し、不安定になると考えられます。
- ▶ 保護者や担任教師だけでなく、子どもの成長を見守る多くの大人の存在が必要です。
- ▶ 社会体験活動のように、地域社会で様々な立場の人々とかかわる機会をつくるのが大切です。

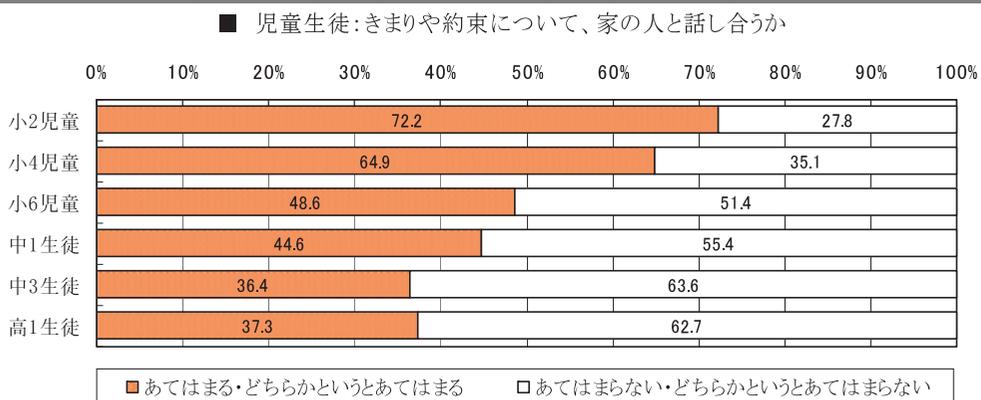


子どもたちに伝えたいこと

- ▶ できるだけ多くの友達と話をしましょう。
- ▶ 友達同士で話し合っ、きまりや約束について考えましょう。
- ▶ 自分たちを見守ってくれる地域の方々と話しましょう。

小学校の高学年頃から、子どもたちの意識は大きく変化し始めます

「きまりや約束について、家の人と話し合う」という項目について、子どもたちの回答を見ると、発達段階によって大きく変化していることが分かります。特に、小学校の中学年から高学年の間の変化が最も大きいのが特徴です。



「子どもたちのコミュニケーションに関するアンケート調査(平成19年6月実施 栃木県総合教育センター)」より作成

Point 4 気持ちを落ち着かせてから対話を始める

- ▶ 注意したり話を聞かせたりするときには、まず、静かに聞くような雰囲気をつくりましょう。
- ▶ 子どもが興奮しているときは、間をおいて話をしたり指導したりするようにしましょう。



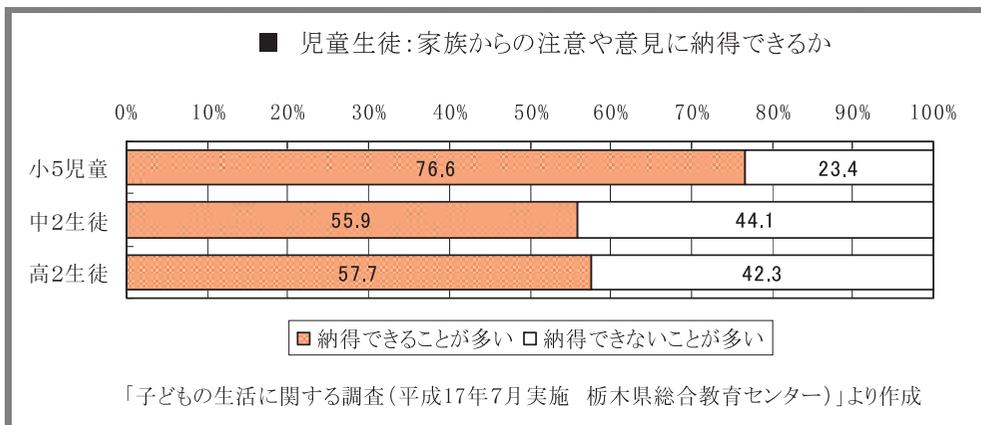
子どもたちに伝えたいこと

- 👤 意見を言うときは、相手の気持ちを考えて、ていねいな言葉をつかうように心がけましょう。
- 👤 自分だけ話し続けしないで、相手の話も聞きましょう。
- 👤 注意を受けたり、意見を聞いたりするときは、不満を表情に表わさないようにしましょう。
- 👤 相手の話に納得できないときでも、最後まで聞いてから、落ち着いて話をしましょう。

注意を聞いていても納得できない気持ちがあります

家族からの注意や意見に納得できるかどうかについて、小5では四人に一人の割合、中2、高2では二人に一人の割合で、納得できないことが多いと回答しています。

その場で無理に納得させようと指導すると、逆効果になる場合があります。注意や意見をする側、受ける側のどちらも落ち着いた雰囲気の中で対話が展開されるように心がけることが大切です。



Point 5 子ども同士が話し合い共に学ぶ場をつくる

- 対話やグループ活動など、様々な形態で話し合う場を増やし、子どもたちのコミュニケーション能力を高めることが大切です。



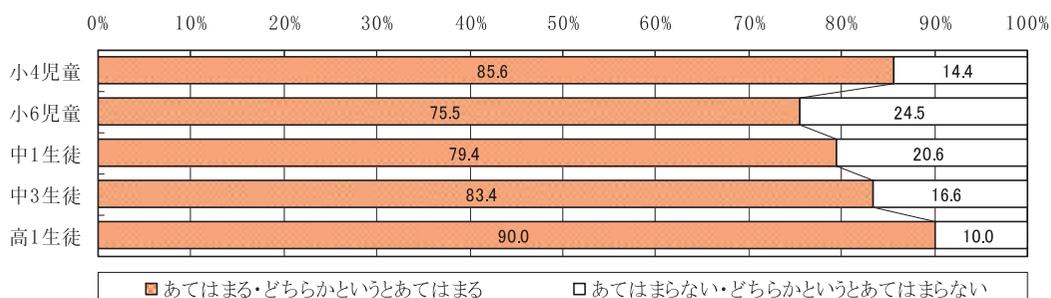
子どもたちに伝えたいこと

- 🌈 みんなの意見を生かして公平に物事を決めたり、自分たちで責任をもって物事に取り組んだりする意識を大切にしましょう。
- 🌈 気の合う仲間同士で意見が一致したからといって、「みんながそう思っている」とすぐに判断しないよう注意しましょう。
- 🌈 話し合いに参加する人数や目的によって、進め方や意見のまとめ方を工夫しましょう。

友達の話をも素直に受け止めにくい子どももいます

子どもたちは友達の発言を重視しています。しかし、いずれの学年でも、「友達の発言を聞くことは自分のためになる」と思えない子どもがいます。そうした意識の子どもは、小学校高学年で若干増加していますが、中学生や高校生では少なくなっています。このようなことから、コミュニケーション能力を高める指導は、小、中、高のそれぞれの段階で、じっくりと時間をかけて取り組む必要があると考えられます。

■ 児童生徒：教科の学習以外で友だちの発言を聞くことは自分のためになると思うか



「子どもたちのコミュニケーションに関するアンケート調査(平成19年6月実施 栃木県総合教育センター)」より作成

Point 6 地域社会との連携は「あいさつ」から始まる

- 教職員が率先して地域の人々と「あいさつ」を交わすことで、学校と地域社会の連携はより確かなものとなります。
- 家庭と地域の間でも同じことが言えます。「あいさつ」は、それぞれの家庭と地域をつなぎます。



子どもたちに伝えたいこと

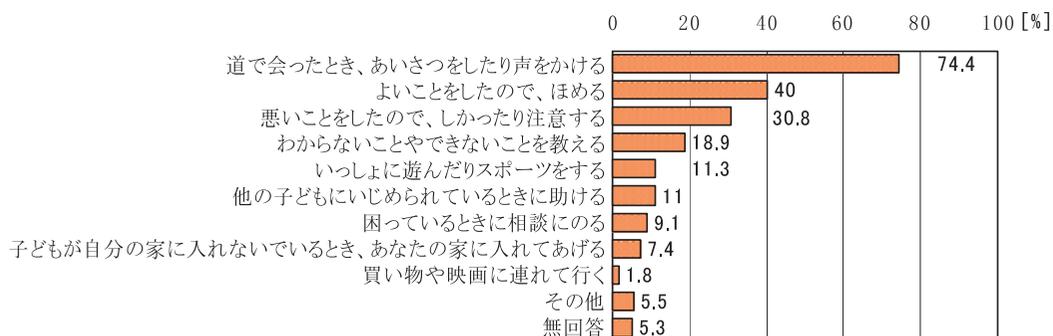
- 👏 「あいさつ」は、学校、家庭、職場、地域社会のあらゆる場で必要とされるマナーです。「聞こえるように」、「心をこめて」を心がけて実行しましょう。
- 👏 地域の方々にあいさつしましょう。近所の人同士が声をかけ合うことは、犯罪を防ぐ効果があると言われています。

できそうでできないのが「あいさつ」です

地域社会での子どもたちの接し方については、「道で会ったとき、あいさつをしたり声をかけたりする」と回答する割合が高く、「あいさつ」や「声かけ」が、子どもたちと地域の人々とをつなぐ大切な役割を果たしています。

多くの学校では、登下校時の「あいさつ」や子どもたちへの「声かけ」を家庭や地域に呼びかけています。子どもたちの規範意識を育成する視点からも、「あいさつ」の重要性を再確認しましょう。

■ 地域の子どもたちにどんな実践したことがあるか
(栃木県内の満20歳以上男女1,246人の回答)



「平成19年度栃木県政世論調査(平成19年5・6月実施 栃木県)」より作成

Point 7 当たり前と思うことでも学校と家庭の間で確認し合う

- 当たり前と思うことでも、みんなで確認し合うことで、ルールやマナーを守ろうとする意識を高めることができます。
- 子どもたちに守らせたいルールやマナーは、家庭や地域社会と共有できるように、機会をとらえて保護者や地域の人々にも伝えましょう。



子どもたちに伝えたいこと

- 👤 他の人と意見が対立したときには、できるだけ多くの人の意見を聞きましょう。
- 👤 連絡帳や学校からの通信などは、ていねいに説明してから家の人に渡しましょう。
- 👤 身近なルールやマナーについて、家の人と話し合しましょう。

自信をもって「悪い」と、子どもに言えますか？

「いじめ」、「暴力」、「物壊し・落書き」については、ほとんどの子どもたちが「悪い・どちらかといえば悪い」と回答しているのに対して、「バス・電車内の携帯電話使用」、「自転車の二人乗り・並進」については、「悪い・どちらかといえば悪い」と回答する子どもの割合がやや低くなっています。

このような子どもたちの意識は、保護者の意識や行動と関連していると考えられます。保護者が自信をもって「悪い」と注意できるように、当たり前と思うルールやマナーは、学校、家庭、地域社会の間で確認し合うことがとても重要です。

- 児童生徒：そのような行動をどう思うか
→「悪い」・「どちらかといえば悪い」の割合[%]
- 保護者：お子さんがそのような行動をとったら注意しますか
→「注意する」の割合[%]

保護者が「注意する」と回答した割合が低い項目は、子どもの回答も低い。

		いじめ	暴力	物の破壊 落書き	バス・電車 内の携帯 電話使用	自転車の 二人乗り 並進	自転車の 傘差し
小5	児童	99	99	98	91	94	91
	保護者	100	100	99	90	89	84
中2	生徒	99	99	97	82	76	61
	保護者	99	99	97	91	86	79
高2	生徒	98	97	94	80	55	50
	保護者	97	98	98	85	81	61

「子どもの生活に関する調査(平成17年7月実施 栃木県総合教育センター)」より作成

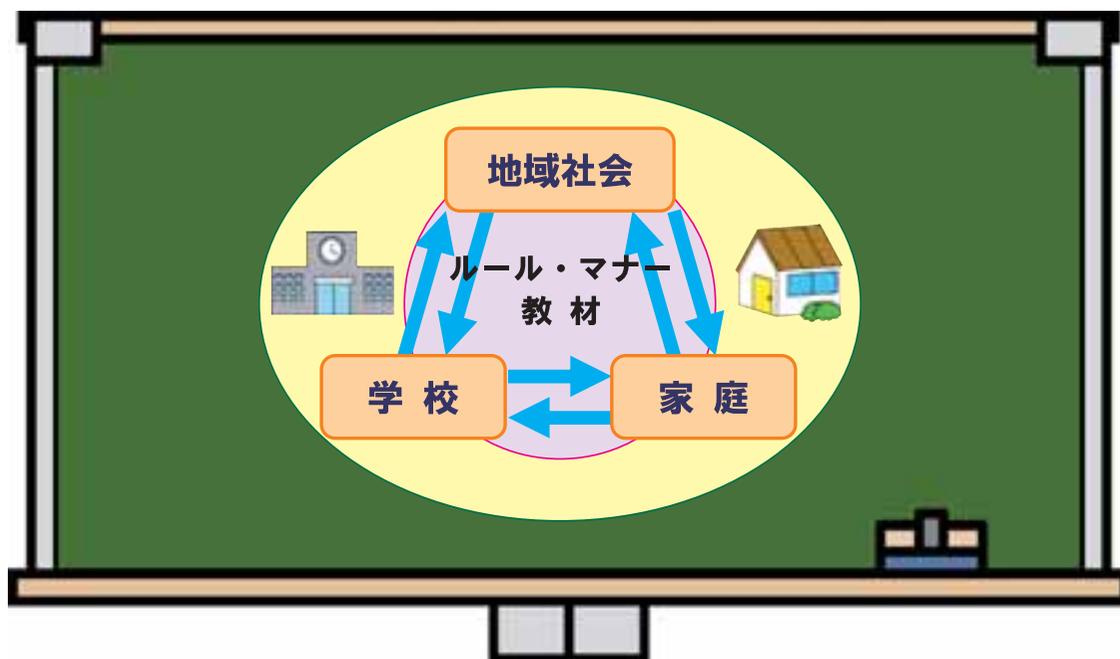
第 2 部

ルール・マナー教材ガイド

- 学校と家庭を行き来する教材を通して、教職員と保護者との意思疎通が図れるようになり、連携・協力の基盤が確かなものになると期待されます。
- 第2部では、学校・家庭・地域社会で、身近なルール・マナーを話題にしてもらうために、次の3種類の教材を紹介します。

- 教材A 学校と家庭を行き来する活用シート（中・高）
- 教材B 「親学習プログラム」をアレンジしたシート
- 教材C ルール・マナー参考資料

- 実践用の全教材は、別冊のルール・マナー教材集（中・高編）にまとめて掲載してあります。配布、実践用のシートは印刷してお使いください。

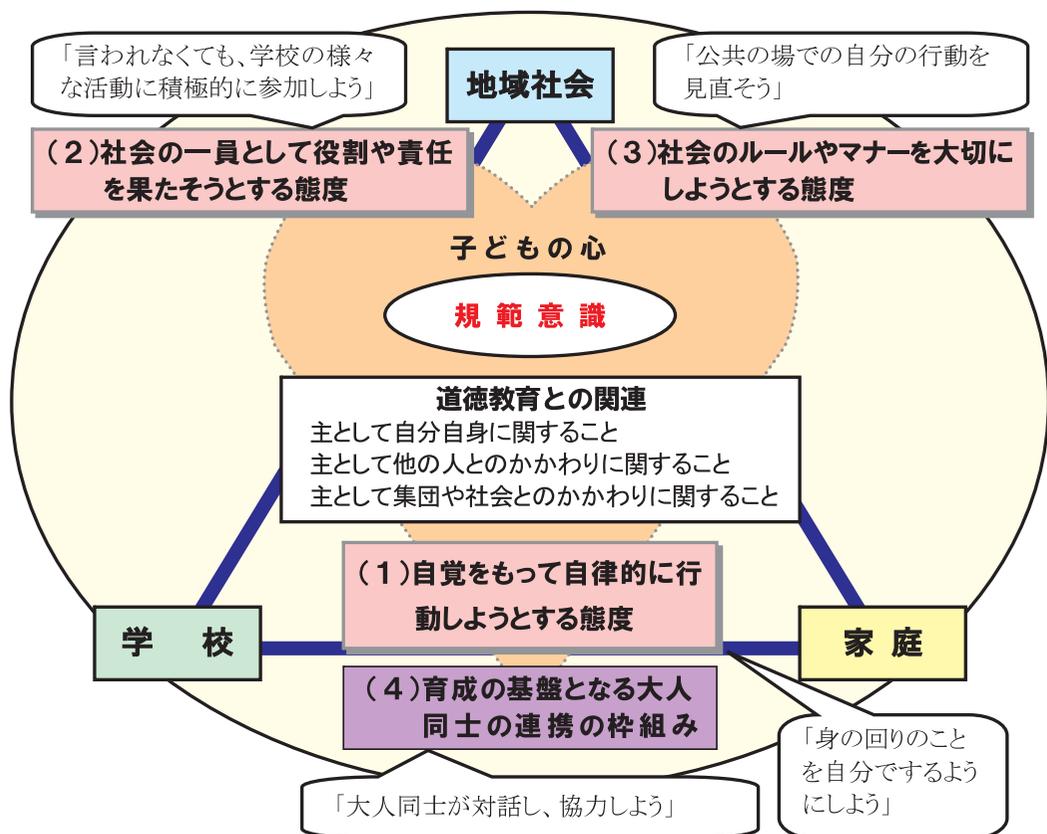


■ 規範意識育成の考え方と教材作成の意図

「とちぎの徳育推進事業」は、学校、家庭、地域社会相互の連携を基盤にして規範意識を育てます。このため、「育成の基盤となる大人同士の連携の枠組み」を重視しています。

また、指導に当たっては、子どもたちの心に「自覚をもって自律的に行動しようとする態度」、「社会の一員として役割や責任を果たそうとする態度」、「社会のルールやマナーを大切にしようとする態度」を育てることを重視しています。

さらに、それぞれの教材は、道徳教育で扱う「主として自分自身に関すること」、「主として他の人とのかかわりに関すること」、「主として集団や社会とのかかわりに関すること」の三つの内容と関連付けて作成しています。



規範意識育成のイメージ図

次の表は、「とちぎの徳育推進事業」で作成した各教材と、前ページに示した育成をめざす態度、道徳教育との関連などを表にまとめたものです。

表 ルール・マナー教材一覧

<ul style="list-style-type: none"> ●教材 A ◆教材 B ■教材 C 	<p>学校と家庭を行き来する活用シート 「親学習プログラム」をアレンジしたシート ルール・マナー参考資料</p>
---	--

※ 幼・小編の教材との関連も示しました。

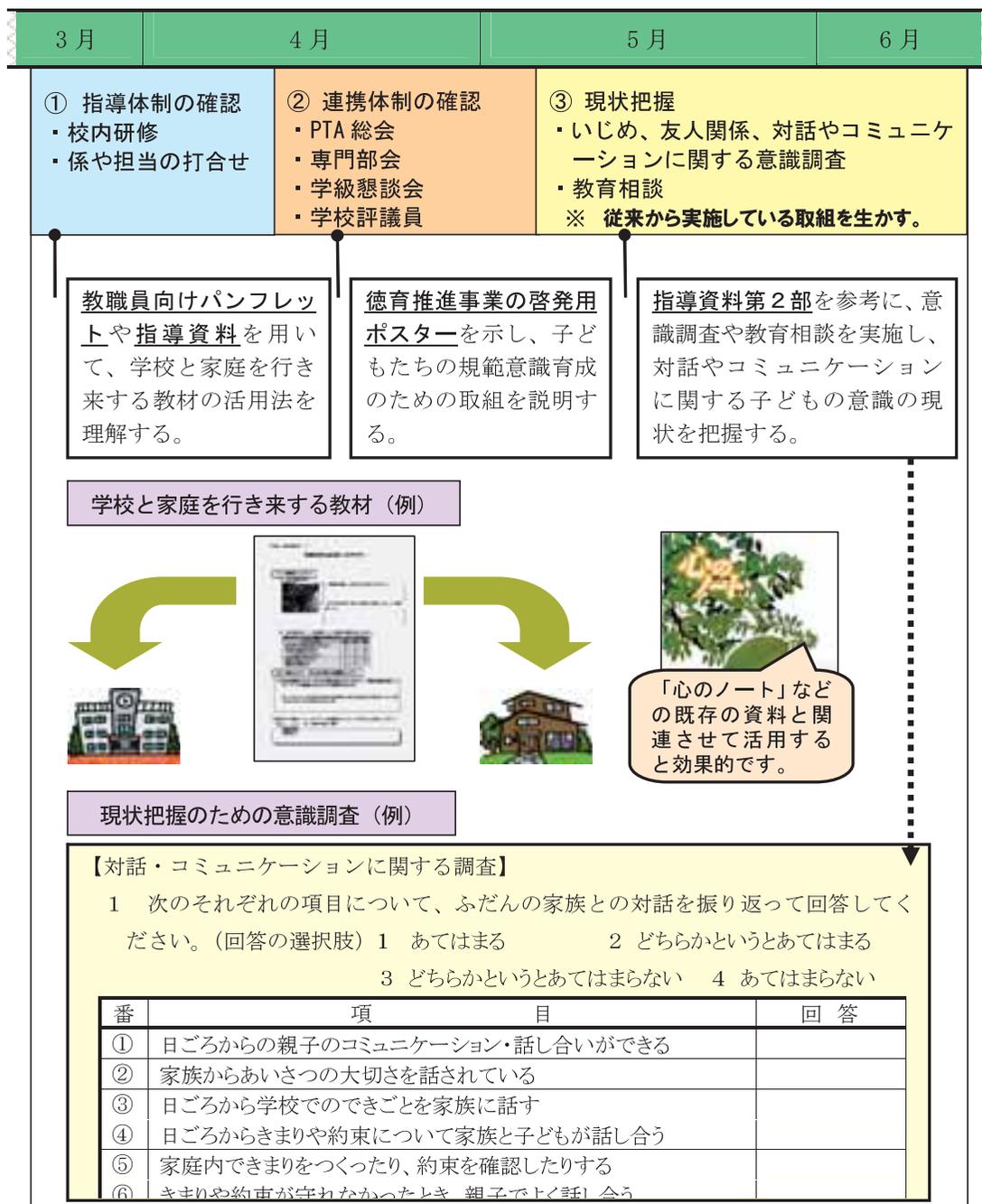
着目する態度	道徳教育との関連 ◎特に関連が深い	幼・小編	中・高編
(1) 自覚をもって自律的に行動しようとする態度	◎自分自身 ◎他の人とのかかわり ◎集団や社会とのかかわり	■ルール・マナー参考資料 ● 学校生活のルールやマナーについて考える	■ルール・マナー参考資料 ● 学校生活のルールやマナーについて考える
	◎自分自身 ◎他の人とのかかわり ◎集団や社会とのかかわり	● 時間を守る ● やくそくを守る ● 食事をするとき (幼・小低)	● 約束すること (契約)
	◎他の人とのかかわり	● 心をつなぐことばかけ ● 話を聞くとき (幼・小低)	● アサーティブなコミュニケーション
(2) 社会の一員として役割や責任を果たそうとする態度	自分自身 ◎他の人とのかかわり ◎集団や社会とのかかわり	● みんなの力を合わせよう ● 一人はみんなのために	● みんなといっしょにがんばること ● 職場体験学習から学んだことを深めよう
(3) 社会のルールやマナーを大切にしようとする態度	自分自身 ◎他の人とのかかわり ◎集団や社会とのかかわり	● みんなが使うものや場所 ● 見えない相手とかかわること	● 公共の場での迷惑行為 ● 社会の中にあるルールやマナー ● 見えない相手とかかわること ● 約束すること (契約)
(4) 育成の基盤となる大人同士の連携の枠組み	◎自分自身 ◎他の人とのかかわり ◎集団や社会とのかかわり	■ルール・マナー参考資料 ◆「親学習プログラム」をアレンジしたシート	■ルール・マナー参考資料 ◆「親学習プログラム」をアレンジしたシート

指導資料・教材集の活用方法

➤ 指導資料を用いた実践の準備・体制づくりの例

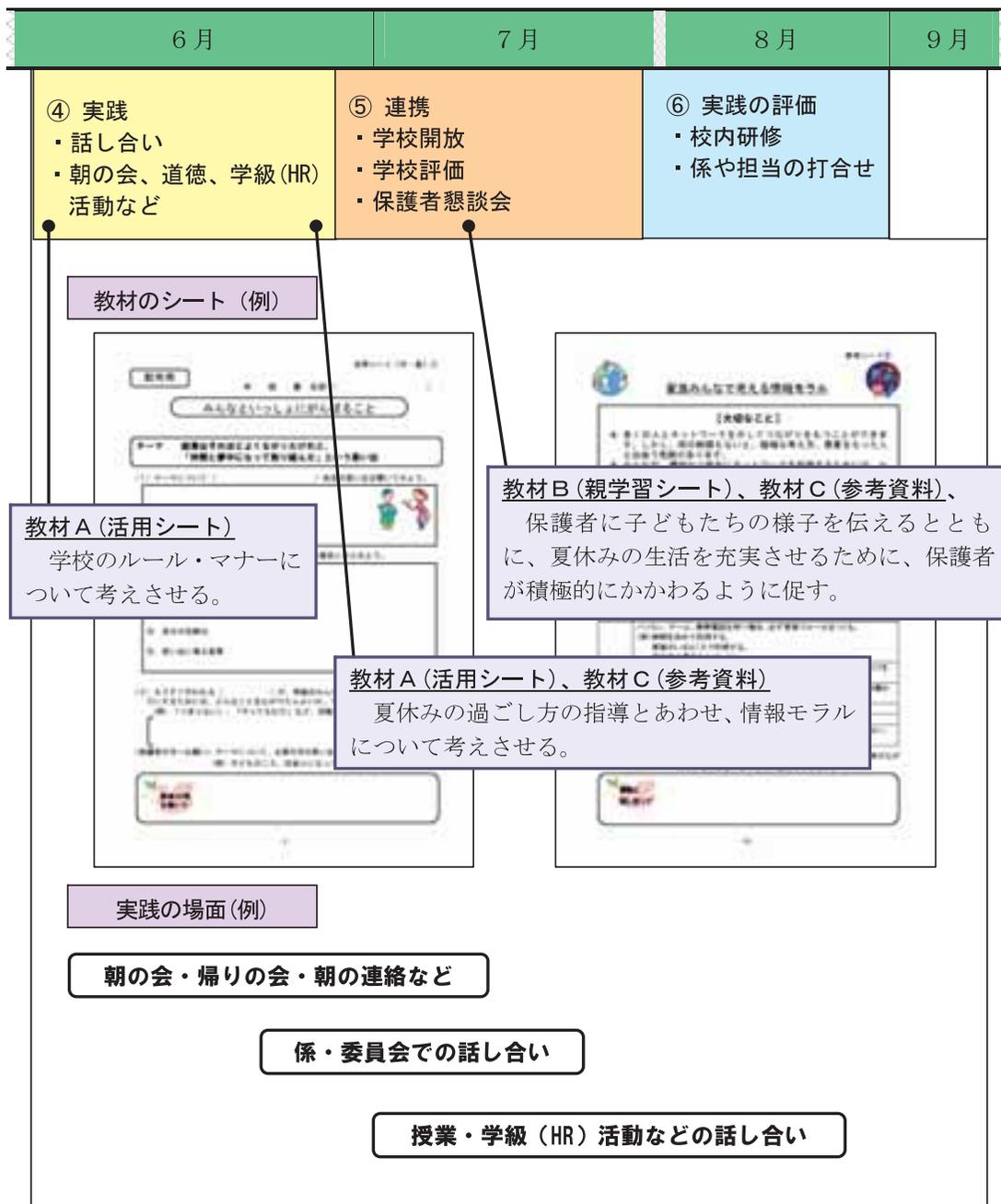
- ① 指導資料を用いて校内研修を行い、教職員間の共通理解を図ります。
- ② 保護者や地域の方々に指導の考え方を伝え、連携の体制づくりをします。
- ③ 各学校が従来から実施している意識調査やアンケート、教育相談などによって、現状を把握します。

(例：学期ごとに行っているいじめ調査を規範意識の現状把握に活用する。)



➤ 教材集を用いた実践例

- ④ 子どもたち、保護者、教職員の間で、規範に対する共通の考え方を確認します。身近なルールやマナーに対する関心を高めるよう実践を行います。
 - ⑤ 教職員や保護者など大人同士が意思疎通をより図れるようにします。
 - ⑥ 学期ごと、あるいは半年ごとに実践を評価し、改善策や対応策を検討します。
- ※ 二学期制の導入や学校評価などの実施については、各教育委員会、学校により実情が異なります。従来から行っている取組を生かして、組織的な指導体制、連携体制づくりを進めてください。



教材 A 学校と家庭を行き来する活用シート《中・高》

- 種類：話し合い用ワークシート（学校、家庭での対話・話し合い）
- 対象：中学・高等学校生徒
- 留意点：対象や場面に応じて、シートを選択し活用してください。

中学校、高等学校のいずれにおいても、学級（ホームルーム）担任と保護者との間では、通信やたより、電話連絡などによって日常的に情報交換がなされています。また、中学校では、学校と家庭の架け橋として「心のノート」が活用されています。そうした既存の教材や通信手段とあわせて、「活用シート」を用いることで、学校と家庭の共通理解がさらに深まることが期待できます。

■ 学校と家庭を行き来させて活用できる教材



次のような教材があります！

○ みんなといっしょにがんばること	活用シート〔中・高〕①
○ 職場体験学習から学んだことを深めよう	活用シート〔中・高〕②
○ アサーティブなコミュニケーション	活用シート〔中・高〕③
○ 約束すること（契約）	活用シート〔中・高〕④
○ 公共の場での迷惑行為	活用シート〔中・高〕⑤
○ 社会の中にあるルールやマナー	活用シート〔中・高〕⑥
○ 見えない相手とかかわること	活用シート〔中・高〕⑦
○ 学校のルールやマナーについて考える	活用シート〔中・高〕⑧－1 活用シート〔中・高〕⑧－2 活用シート〔中・高〕⑧－3 活用シート〔中・高〕⑧－4

- ☆ ルール・マナー教材集のシートを印刷して利用できます。
- ☆ Webページからもダウンロードできます。（PDF版、Word版）

□ 教材 A の特徴と使い方

ルールやマナーについて話し合うきっかけとなる教材

話し合いを通して「気づき」を促します

中学校・高等学校では、家庭で保護者と子どもが話し合う機会が、小学校よりも少なくなる傾向があります。生徒が活用シートを家庭に持ち帰ることで、対話や話し合いのきっかけづくりに役立つことが期待されます。

対話・話し合いを通してルールやマナーを確認させる

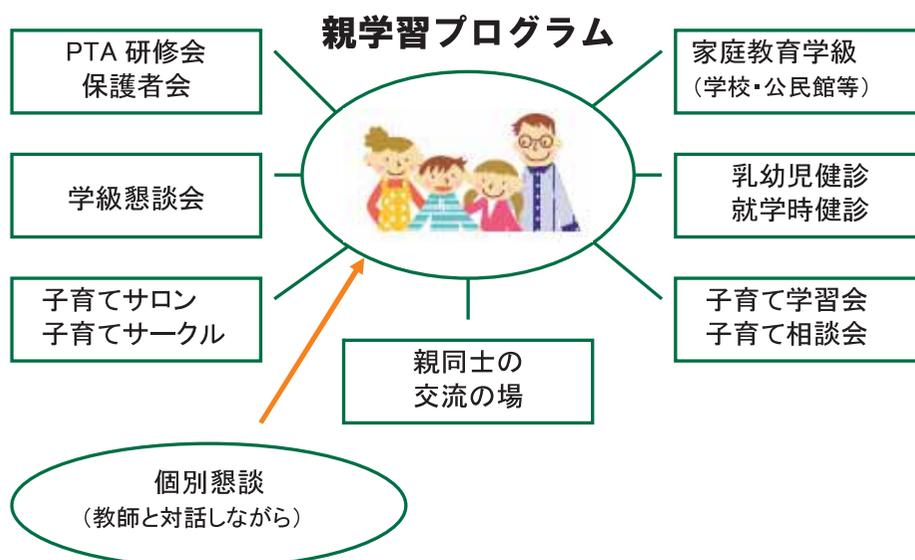
- 活用シートを用いて、友達同士や家族同士の話し合いを促します。その上で、子どもたちに自分の生活を振り返らせたり、考えをまとめさせたりする指導を行います。このようなプロセスを通して、他者の意見を尊重しながら、一人一人がしっかりとした規範意識をもてるようにします。
- 学校、家庭、社会の中で、共通の目標に向かって取り組むためにルールやマナーが必要であることを気付かせます。
- 「教材 C ルール・マナー参考資料」とあわせて指導に用いることで、身近なルールやマナーについて、共通理解を促します。

生徒や保護者の声を指導に生かす

- 家庭で話題になったことや家族に取材したことを書かせると、家庭での様子や保護者の考えなどを知る手掛かりにもなります。
- 活用シートへの記述や回答をまとめ、指導の方針を確認したり具体策を考えたりすることに役立っています。また、テーマに関連する情報とともに啓発、通信のための資料の作成に利用します。

教材B 「親学習プログラム」をアレンジしたシート

- 種類：話し合い用ワークシート
- 対象：保護者、教師、一般
- 留意点：対象や場面に応じて、シートを選択し活用してください。



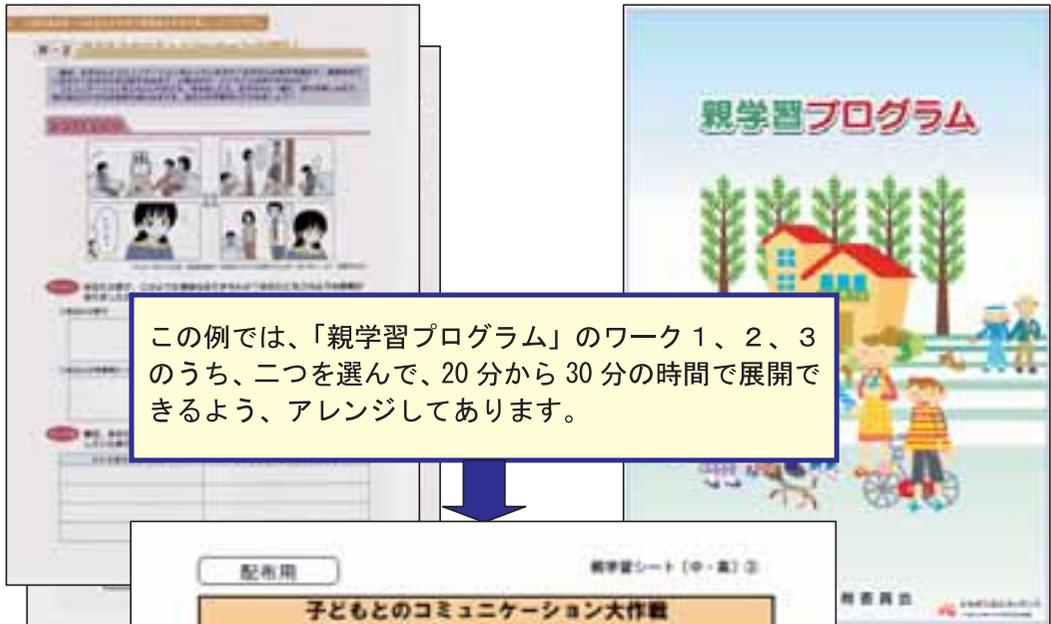
- 「親学習プログラム」は、学校と家庭が連携協力し、保護者同士が交流し、支え合える関係づくりを促す目的で作成されています。
- ここで紹介するシートは、20分から30分程度で展開できるよう、「親学習プログラム」をもとに作成してあります。
- 学校行事や授業公開後の保護者との意見交換や個別懇談などで活用することができます。

次のような教材があります！

○ 親学習シート [中・高] ①	子どもとのコミュニケーション大作戦
○ 親学習シート [中・高] ②	あなたの子どもにとっての「携帯電話」どう考えますか
○ 親学習シート [中・高] ③	我が家のルールづくり

- ✧ ルール・マナー教材集のシートを印刷して利用できます。
- ✧ Webページからもダウンロードできます。(PDF版、Word版)

「親学習プログラム」をアレンジしたシートの例 子どもとのコミュニケーション大作戦



この例では、「親学習プログラム」のワーク1、2、3のうち、二つを選んで、20分から30分の時間で展開できるように、アレンジしてあります。

「親学習プログラム」から選んだ「親学習ワーク」の番号をそのまま示しています。

親学習シート (中・高) ②

子どもとのコミュニケーション大作戦

(所要時間: 20~30分) 対象: 保護者・教師・一級

最近、お子さんとコミュニケーションをとっていますか? 「毎日、話している」といっても、小言ばかり・・・ということはありませんか。
お子さんといっしょに、何かを楽しんだり、何かに取り組んだりして会話のきっかけをつくりましょう。みなさんと体験会話を聞きましょう。

あなただけでもこのように会話を楽しんでいませんか?
 ・あなさんを話してもらうようにした。
 ・話しかけても対応に答へない。
 あなたにもこのように会話ができる可き人でしたか?

あなたはお子さんとは、最近、どんな話をしましたか? それほどどんなことを一緒にしていたときですか。できるだけ、お子さんの表情が知られて、会話が続いたときをふり返ってみましょう。 (グループ・学級、個別)

○ グループワークのときの言葉かけ
 「グループで話し合い、実現するための方法を立ててみましょう。」
 ● 一対一の時の言葉かけ (個別会話)
 「私 (教師) と話して、実現するための方法を立ててみましょう。」

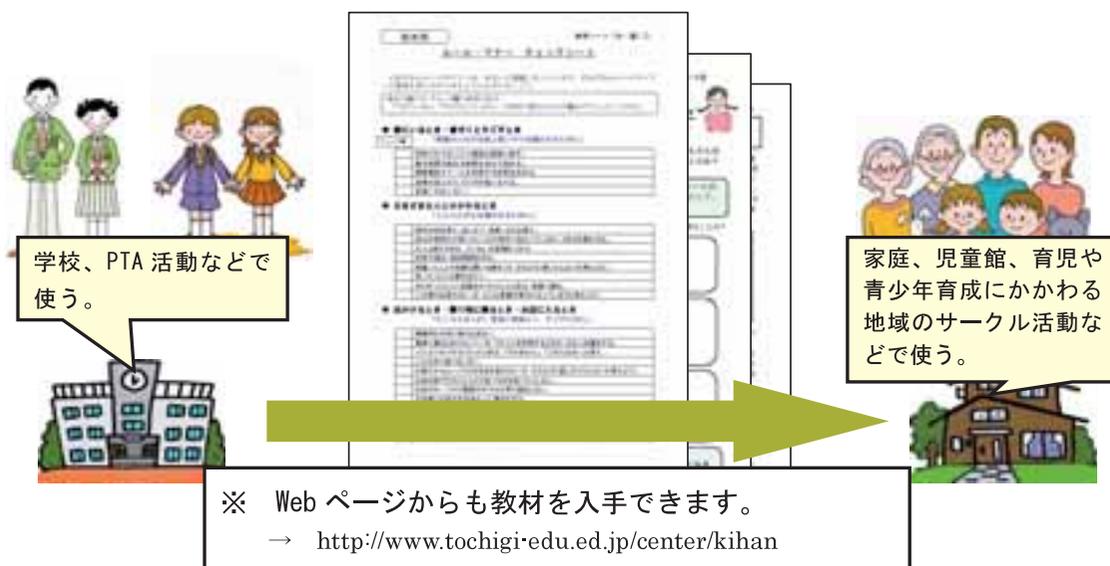
あなたが一緒にしたいと思うこと	話し合った言葉

➤ 原版のシートもダウンロードして自由に使えます。
<http://www.pref.tochigi.jp/education/shougai/suishinjigyoku/oya-pro.html>

教材C ルール・マナー参考資料

- 種類：読み物資料（書き込み、チェックシートを含む）
- 対象：生徒、保護者、教師、一般
- 留意点：対象や場面に応じてシートを選択し、印刷・配布してください。

身近なルールやマナー、法などについて、理解を深めるための教材です。教材シート集には、6種類のシートがあります。また、Web上には数枚のシートを組み合わせたパンフレットがあり、ダウンロードできます。



次のような教材があります！

○ 参考シート〔中・高〕①	ルール・マナー チェックシート
○ 参考シート②	もしも、ルールやマナーのない町になったら？
○ 参考シート③	ルールやマナーのもとになるものはなに？
○ 参考シート④	「法」とはどんなもの？
○ 参考シート⑤	家族みんなで考える情報モラル
○ 参考シート⑥	家庭でも情報のルールづくり

- ◇ 参考シート⑤、⑥は、保護者、教師、一般向けに作成しています。
- ◇ ルール・マナー教材集のシートを印刷して利用できます。
- ◇ Webページからもダウンロードできます。（PDF版、Word版）

□ 教材Cの特徴と使い方

「法教育」の考え方を生かした読み物資料です

本教材は、法教育の考え方を生かし、身近な問題を話題に取り上げて、ルールづくりに取り組む内容になっています。シートに自分の考えたことを書き込んだり、チェックしたりして、対話や話し合いが進められるように作成しました。

なお、法教育とは、法やルールの背景にある価値観やそれらを遵守することの意義、影響などを考える教育です。また、一人一人が積極的に社会にかかわろうとする意識を重視する社会参加型の教育です。

★ 基本的な使い方
 ルールやマナーを話題に取り上げるきっかけづくりに役立てることができます。
 学校で、シートの使い方を説明し、子どもたちを通じて家庭に配布するということから始めましょう。
 また、記入欄のあるシートは、一つの欄だけでも学校で書き込ませてから、家庭に持ち帰らせるとよいでしょう。

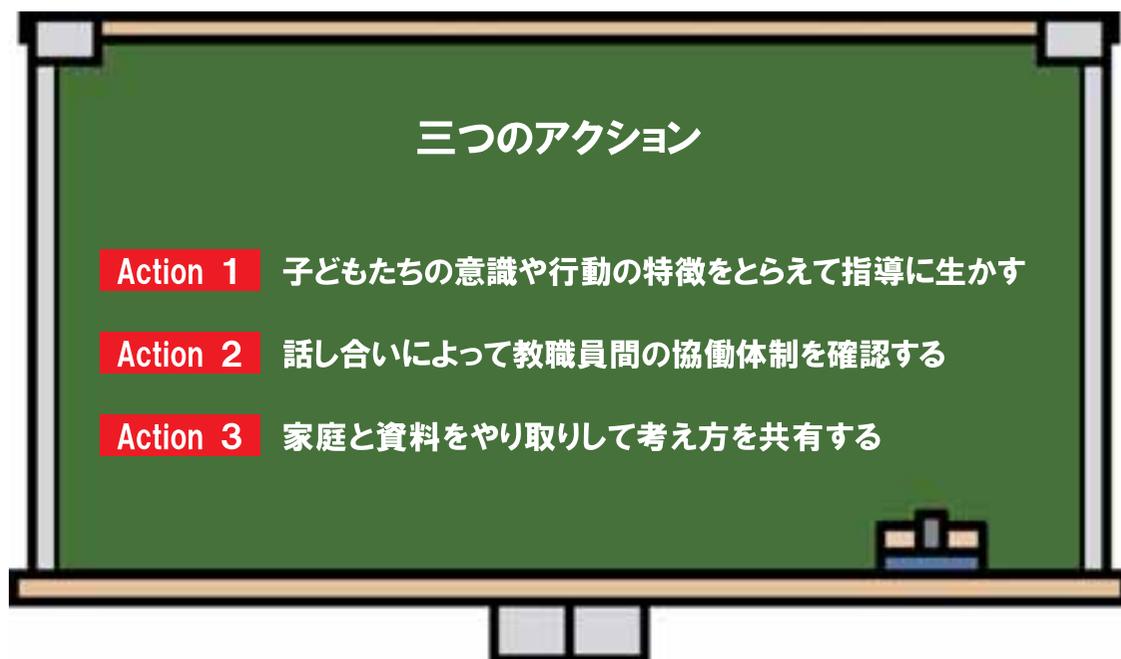
★ 発展的な使い方

シートに記入された内容を、子どもたちに伝えたり、家庭にも知らせたりします。

第 3 部

子どもを育てる力を一つにまとめること

- 多くの学校では、「知」、「徳」、「体」を柱とした教育目標を掲げて、日々教育実践に取り組んでいます。各学校においては、自校の子どもたちの姿を的確にとらえ、家庭や地域社会と目標を共有し、学校全体で取り組むことが求められています。
- 第3部では、子どもたちの規範意識の育成に学校全体で取り組むための考え方を、三つのアクションとして示しました。
- アクション1、2、3は、この順序で進めなければならないということではありませんので、各学校の実情に応じて実践に取り入れてください。



Action 1 子どもたちの意識や行動の特徴をとらえて指導に生かす

- 規範意識の現状を把握するためのアンケートやチェックリストの項目は、善悪の判断、ルールやマナーに関する項目、人間関係に関する項目など、意識や行動を多面的にとらえる内容にする必要があります。

ここでは、規範意識の育成とかかわりの深い、「いじめの予防」を例に取り上げます。

手順1 「子どもたちの意識の特徴をとらえる」

- ◆ 学校評価や意識調査を実施して、子どもたちの意識の特徴を把握します。
- ◆ 項目間あるいは回答者間（児童生徒、保護者、教職員など）の回答結果を比較するというような工夫が考えられます。

● 児童生徒の行動の観察例

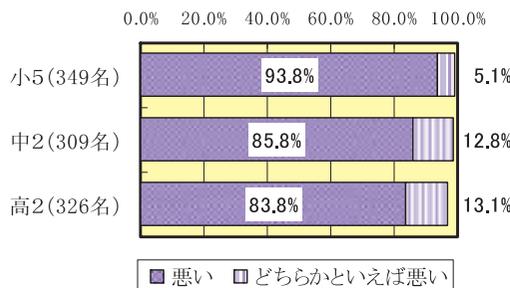
(例) 次のようなことを「悪い」と思うか。

[回答の選択肢]

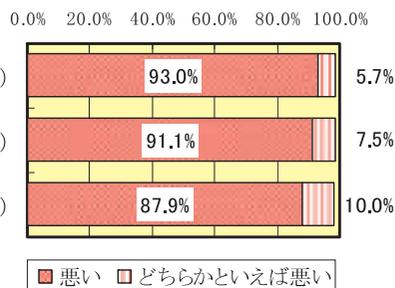
「悪い」、「どちらかといえば悪い」、「どちらかといえば悪くない」、「悪くない」

「子どもの生活に関する調査（平成 17 年 栃木県総合教育センター）」より

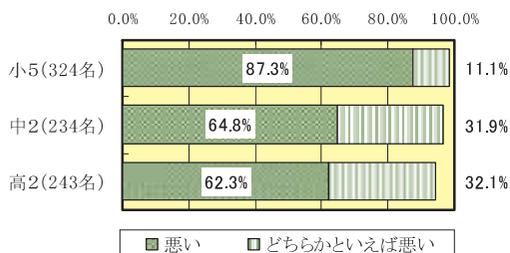
人に暴力をふるうことは「悪い」



いじめは「悪い」



物をこわしたり、落書きをしったりすることは「悪い」



● 回答の特徴（読み取り例）

- ・いじめは「悪い」と回答する子どもの割合は、いずれの学年でも9割前後である。
- ・「物こわし」、「落書き」のように、いじめにつながるような行動を悪いと回答する子どもの割合は、それよりも低くなっている。



手順2

「着目した意識と行動とを関連付ける」

- ◆ 意識調査の特徴と関連する行動に着目します。

- 児童生徒の行動の観察例

- ✓ 「いじめ」や「暴力」には至らないが、心ない落書きやいたずらがエスカレートして、トラブルになるケースがある。個別に注意しても、悪いという意識が希薄な子どもがみられる。
- ✓ きまりや約束を守ることについては、保護者や教師よりも、友達との人間関係に大きく影響される子どもがみられる。



手順3

「指導方針を探る」

- ◆ 指導の場面、指導の考え方を確認します。

- 指導の場面・指導の考え方の例

【対応】「叱る」だけ、「悪いと認めさせる」だけではダメ。

- ✓ 言葉と経験、感覚、実感などが結び付くように、教科、道徳、総合的な学習の時間、特別活動などの指導を関連付ける。
- ✓ 経験したことを、対話や話し合いなどによって振り返らせ、お互いの考え方や感じ方を受け止める機会をつくる。



- 児童生徒に話し合わせたいテーマ例（いじめの態様別）

- (1) 悪口を言う、あざける、からかい、ひやかし、陰口、うわさ流し（メール等を含む）
話し合いのテーマ例：その場にはいない人についてのうわさ話になったときの対応
- (2) ぶつかる、小突く、たたく、ける、なぐる
話し合いのテーマ例：友達の靴を踏んでしまったとき、廊下で出会い頭にぶつかってしまったときの対応
- (3) 仲間はずれ、無視、さける
話し合いのテーマ例：友達との約束を変更しなければならなくなったときの対応
- (4) 落書き、物こわし、物かくし
話し合いのテーマ例：友達から借りた物をこわしてしまったときの対応
- (5) 性的嫌がらせ、辱め
話し合いのテーマ例：男女間のコミュニケーションの取り方



Action 2 話し合いによって教職員間の協働体制を確認する

- 校内には、様々な係や担当があり、教職員間で話し合いや連絡調整の場面がたくさんあります。課題を明確化、共有化したり、各自の意見やアイデアを出し合ったりできるような話し合いの場をつくりましょう。
- 取組の過程で把握した成果は、教職員間で確認し合い、その後の実践に生かしましょう。

ここでは、学校評価の結果をもとに話し合いを進めて、子どもたちの規範意識の育成に取り組む手順を例示します。

手順1 「話し合いのテーマを設定する」

- ◆ 学校評価や意識調査の結果を、生活の目標や日頃の生徒たちの様子に照らして検討し、話し合いの課題を設定します。

● 学校評価の結果の例

(例) 学校評価アンケートの結果

「学校生活の目標や校則、社会のルールを理解して行動している。」

(特徴) 教師や保護者の意識は近い。生徒の意識とは大きなずれがある。

	① よくあてはまる	② ややあてはまる	⑤ 判定できない	
(生徒)	24%	53%	—	①よくあてはまる ②ややあてはまる ③あまりあてはまらない ④まったくあてはまらない ⑤判定できない(保護者)
(保護者)	9%	44%	14%	
(教師)	6%	41%	—	

○ 学校生活の目標

集団生活を通して自立と自律の姿勢を身に付け、社会生活に必要な考え方や行動力を養う。

- (1) あいさつをする。 (2) 時間を守る。 (3) 授業を大切にする。
 (4) 服装を正し、身だしなみを整える。 (5) 校内美化に努める。
 (6) 生徒会・部活動など、自治的、自発的な活動に積極的に参加する。

一つの項目の結果だけで、判断は難しいですが、実際に観察される生徒たちの様子もあわせて検討し、テーマを設定します。

● 検討結果の例

- ✓ 生徒たちは自分自身を振り返り、教師は生徒全体を見て評価するため、生徒と教師の間で、意識のずれが生じているものと考えられる。
- ✓ 遅刻者数が増え、授業の最初の時間落ち着きがないことなど、最近、目標や校則を十分に理解していない生徒が目立つことを問題と考えている。
- ✓ この評価結果をもとに教職員で話し合い、学校生活の目標「(2) 時間を守る」を重点課題として取り上げ、さらに、係や担当で検討を進めることにした。

手順2

「係や担当が原案について話し合う」(グループ協議)

- ◆ 既存の組織の役割や特徴を生かして、原案づくりやその検討を行います。

- 学校運営委員会から各学年への要請内容の例

学校生活の目標の「(2) 時間を守る」を、生徒たちにより意識させるための努力目標を設定する。なお、検討に当たっては、道徳教育の指導を踏まえる。



- 司会の心構え (例)

- ・最初に共通の課題について話し合うことを確認する。
- ・議論がかみ合わない状況が見られたら、話し合いのテーマを再確認する。
- ・話し合いの進め方はいつも同じとは限らない。例えば、「原案づくり」と「原案検討」とでは、それぞれのメンバーの役割も異なる。
- ・子どもと向き合おうとする同僚の「思い」をくみとる。
- ・「戸惑い」、「悩み」を受け止めることで、課題意識を共有するきっかけをつくる。

- 生徒指導担当チームで作成した原案の例

- ✓ 生徒へのメッセージ
一日のスタートは、始業のチャイムです。5分前に必ず登校できるように、余裕をもって家を出ましょう。
- ✓ 保護者へのメッセージ
朝、校門前で教師が登校時の声かけを行います。あいさつ運動とあわせて5分前登校を指導していますので、お子さんに家を出る時刻を確認させてください。

(学習指導担当チームで作成した原案の例)

「授業を大切にする」は、学校生活で絶対に守るべきルールであることを伝えるために、教師、生徒の両方の努力目標を示す。

- ✓ 教師
授業を大切にするため、チャイムとともに授業を始める体制をつくる。
- ✓ 生徒
授業を大切にするため、チャイムとともに授業に臨めるよう準備する。

手順3

「指導の成果をデータとして積み上げる」

指導の成果は、一つのデータで判断できるものではなく、多面的にとらえる必要があります。例えば、教材として用いるワークシートの記述を読み取ったり、一定の期間をおいて実施した意識調査を手がかりに生徒の意識の変容を探ったりすることが考えられます。また、ルールを逸脱する行為が指導後に減少したか、改善したかなど、行動の変化に着目することも考えられます。

このような評価の工夫は、「何となく子どもの様子が変わってきた。」という感覚的な手応えを、データによって裏付けるというメリットとともに、実践の過程を評価する手段としても役立ちます。このことが教師に自信を与え、子どもたち一人一人をよく見ることにつながります。

なお、取組の成果を具体的に示そうと数値目標を設定することがあります。この場合、結果が数値で表わされることから、教員や子どもたちだけでなく、保護者、地域の人々にも強い印象を与えます。数値だけが一人歩きしてしまうのは、望ましい状況とは言えません。

例えば、「5分前登校の達成率 100%」という数値目標を達成したとしても、登校後の時間を有意義に過ごすことを子どもたちに意識させないと、何のために早く登校することを呼びかけているのか分からなくなってしまいます。意識を育てる指導であることを確認して、目標を設定し、指導、評価に当たるとともに、子どもたちや保護者に伝えることが大切です。

また、このような成果や取組の過程を数値化する指導は、例えば、一か月のうち二週間を評価期間とするというように期間を決めて取り組むと効果が上がります。



手順4

「目標を見直したり、確認したりする」

教育目標や校則などは、指導の一貫性や継続性が大切であるため、大きく変えることはできませんが、学校経営のビジョンや努力点を明確にして、重点化することはあります。その際には、次のような観点から、子どもたちや保護者に伝える順位や重み付けを明確にし、子どもたちがよく考えて一つずつ心がけて取り組めるようにすることが大切です。

規範意識にかかわる学校のルールを確認する三つの観点

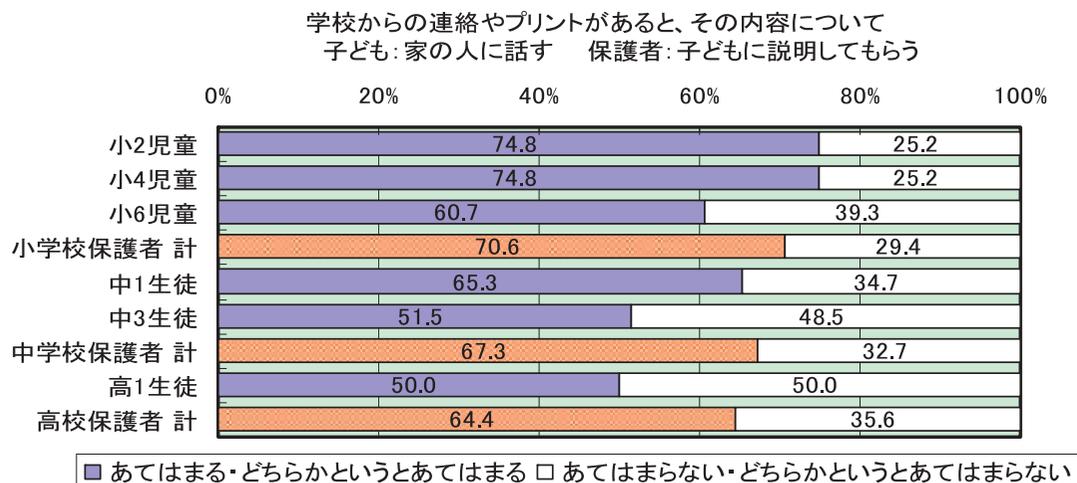
- ① 絶対守るべきもの
- ② 努力目標というべきもの
- ③ 児童生徒の自主性を尊重するもの

Action 3 家庭と資料をやり取りして考え方を共有する

- ▶ 子どもたちの規範意識を育てていくためには、学校と家庭とで情報を共有し、日々の実践や学校の指導方針について、保護者に理解してもらうことが大切です。
- ▶ 家庭での対話や話し合いを促すような情報を、学校が積極的に発信し、ルールやマナーについての考え方を共有できるようにしましょう。
- ▶ 保護者からルールやマナーの指導について意見や要望が寄せられることがあります。真摯に受け止めることは大切ですが、子どもたちの実態や指導の状況、教育活動全体のバランスなどを考慮し、検討した上で判断する必要があります。

次の図を見ると、学校からの連絡やプリントの内容について、子どもたちはそれほど積極的に話そうとはしていない実態がうかがえます。

資料を作成する際には、子どもたちが話題にしやすい内容で、分かりやすく、印象に残るような示し方を工夫することが大切です。また、子どもたちには、簡単にコメントを加えたり、話をしてから家の人に渡すように一言添えたりすると効果的です。



「子どもたちのコミュニケーションに関する調査（平成19年6月）栃木県総合教育センター」より作成

《参考》 「規範意識を育てる児童・生徒指導」

📌 「積極的な生徒指導とは？」

「悪いと分かっているけれど、友達に誘われて、つい・・・」というような言葉に象徴されるように、知識としてルールやマナーを知っていても、実際に守るという行動に結びつくとは限りません。

規範意識を育てるためには、意識と行動の両面からの働きかけが必要であり、こうした機能を担っているのが、学校全体で意図的に進める道徳教育と児童・生徒指導です。特に、「積極的な児童・生徒指導」の考え方は、他者とともによりよく生きようとする自律的な道徳的実践力を育成する道徳教育と共通するものであり、児童生徒の規範意識を育み、問題行動等の未然防止につながるものと考えられます。

栃木県教育委員会では、次に示すような児童生徒の自己指導能力を育てる積極的な児童・生徒指導を推進しています。

「平成19年度栃木県児童・生徒指導の基本方針」

(栃木県教育委員会) より抜粋

- ✓ 児童生徒一人ひとりの社会的な自立を目指し、その実現のために必要となる自己指導能力の育成を図る。
- ✓ そのため、各学校においては、校長のリーダーシップのもと、個々の児童生徒の発達段階に応じた適時・適切な児童・生徒指導を、全校体制で推進する。

【 育てる能力や態度等 】

- 生命尊重の精神や人権感覚、思いやりの心を備えた豊かな感性
- 集団や社会の一員としての自覚や責任ある態度及び規範意識
- 自らをかけがえのない存在として認識する自尊感情
- 場に応じて適切に判断し行動する力や危機を回避できる能力
- 望ましい人間関係を構築できる能力
- 自己の夢や希望を実現しようとする意欲や態度

これらの能力や態度を育てる児童・生徒指導を実践するためには、家族や友達同士、あるいは教師や地域の大人たちの話し合いが重要です。「身近なルールやマナーについて、話題にしよう、考えよう、一つずつ心がけて取り組もう」という「とちぎの徳育推進事業」のスローガンは、積極的な児童・生徒指導と深く関わるといふ理解が大切です。

🚩 「毅然とした粘り強い指導とは？」

近年、暴力行為など問題行動の低年齢化が指摘され、子どもの自覚を促す指導だけでは、解決しないばかりか、かえって問題が深刻化してしまう状況も見受けられます。このことから、子どもたちに、社会に通用する規範を身に付けさせることを目指した「ゼロトレランス」といわれる指導法が注目されています。「ゼロトレランス」とは、子どもたちの行動を重大な問題行動に発展させないよう、小さな問題行動でも曖昧にせず、きちんと指導する「段階的指導」のことです。

この指導では、守るべき項目とそれらが守れなかったときの対応策を明確にし、子どもと保護者への周知を図った上で、指導の目的と具体的な方法を全職員が理解するとともに、「だめなものはだめ」という「ぶれない指導」を、粘り強く継続的に行うことを徹底します。些細なトラブルであっても、ルールに反する行動を容認しない指導が、安全でみんなが学習しやすい環境作りにつながります。

実践に当たっては、次のようなステップで、学校で大切にしているルールについて教師間で共通理解を図るとともに、子どもたちや保護者にも具体的に示します。



判断基準の確認とその適用には、公正さや厳正さが求められます。当たり前のこととして、子どもたちに伝えているルールを、きちんと構造化して、子どもたちや保護者にも伝えていくことが大切です。

➤ 「規範意識を育てる児童・生徒指導」に関しては、次のような参考資料があります。

「生徒指導体制の在り方についての調査研究」報告書—規範意識の醸成を目指して—
平成 18 年 5 月公表 国立教育政策研究所生徒指導研究センター

《参考》 「規範意識育成と特別支援教育」

平成 19 年 4 月から、すべての学校で特別支援教育が始まりました

特別支援教育とは、障害のある幼児児童生徒の自立や社会参加に向けた主体的な取組を支援するという視点に立ち、幼児児童生徒一人一人の教育的ニーズを把握し、その持てる力を高め、生活や学習上の困難を改善又は克服するため、学校全体で組織的に、適切な指導及び必要な支援を行うものです。

特別支援教育を推進することは、障害の有無にかかわらず、すべての子どもたちの確かな学力の向上や豊かな心の育成につながります。

自信を育てる特別支援教育

学習面や生活面で特別な支援が必要な子どもたちにとって、見通しがもてる分かりやすい授業や活動を展開したり、子ども同士がお互いを認め合う学級づくりを行ったりすることで、安心した学校（園）生活を送れるようにすることが大切です。その中で、教師が子どもの気持ちや個性を受け止め、よさをさらに伸ばしていくことで、子どもの自信を育てていくことができます。

このことは、すべての子どもたちにとっても必要なことです。このような安心感のある学級の中でこそ、規範意識の育成ができると考えられます。

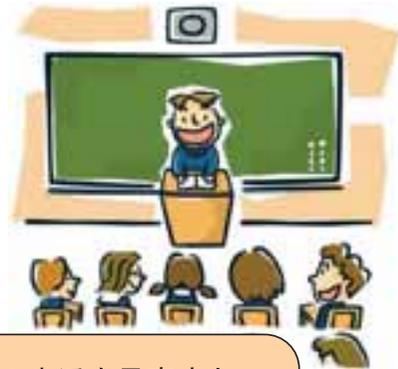
分かりやすい環境の中で

適切なコミュニケーションのとり方やルール、マナーについては、普段の様々な生活場面や体験学習の中で、実践的に学んでいくことが大切です。個々の場面や状況に対し、子どもたちが何をどうしたらよいのか、どういう行動をすればよいのかを、教師や周りの大人たちが具体的な言葉で簡潔に伝えたり、映像や写真、絵などを使って視覚的に説明したりして、分かりやすくていねいな指導を繰り返し行っていくことが必要です。

🌈 自立を促すために

整理整頓、金銭管理、身だしなみ、持ち物の準備などは、自立に欠かせない生活技術です。それらを育むためには、将来を見据えて、日常生活の中で保護者と連携を図りながら、幼少期から取り組ませていくことが大切です。

また、学校（園）での係活動や家庭での手伝いなどに、継続して取り組ませることも大切です。子どもが一人で行うのが難しい場合は、手順や方法を視覚的に示したり、最初は一緒に取り組み、徐々に援助を減らしていったりするなど、少しずつ一人でできるようにしていきます。やり方を覚えたときや、できたときは必ずほめるなど、意欲が高められるように心がけます。自分でできた、人に認められたという経験の積み重ねが、規範意識を含め、適切な行動を主体的に獲得していくことにつながり、自立や社会参加をさらに促していくこととなります。



特別支援教育の視点で、日々の生活を見直すと、当たり前と思える一つ一つのきまりや約束の意味、大切さを再確認することができます。



■ 引用データ及び参考文献

本指導資料の中で紹介しているデータは、以下の調査から引用しました。子どもたち、保護者、教職員などの意識の現状を把握するために活用してください。

また、それぞれの学校のアンケートや学校評価の項目に、これらの質問項目を用いて比較検討を行うなどの活用が考えられます。

- 文部科学省＞教育
http://www.mext.go.jp/a_menu/a002.htm
- 栃木県教育委員会＞児童生徒指導推進室
<http://www.pref.tochigi.jp/education/gakkoukyouiku/seitoshidou/1182421286322.html>
- 「平成 19 年度栃木県政世論調査」 (平成 19 年 5 月・6 月実施 栃木県)
<http://www.pref.tochigi.jp/pref/kouhou/iken/yoron19.index.html>
- 「子どもたちのコミュニケーションに関する調査 (集計結果速報)」
～ 集団における望ましい人間関係づくりに関する調査研究
(平成 19 年 6 月実施 栃木県総合教育センター)
<http://www.tochigi-edu.ed.jp/center/cyosa/cyosakenkyu/communications-h19/index.htm>
- 「子どもの生活に関する調査」 ー子どもの規範意識を高めるためにー
(平成17年7月実施 栃木県総合教育センター)
<http://www.tochigi-edu.ed.jp/center/cyosa/cyosakenkyu/seikatsu-h17/h17-seikatsu.htm>
- 「児童生徒の生活状況調査」 (平成 15 年 10 月実施 栃木県総合教育センター)
<http://www.tochigi-edu.ed.jp/center/cyosa/cyosakenkyu/seikatsu/cyosakekka.htm>
- 「子どもとメディアに関する意識調査 調査結果報告書」
(平成 18 年 11 月実施 社団法人日本 PTA 全国協議会)
http://www.nrsquare.com/pta/book_kodomotomedia_h19/
- 小学生のための法教育指導資料「ルールで き・ま・り！」
ひたちなか市教育委員会 (2007 年)
- 道徳・特別活動・総合的な学習の時間を統合 小中一貫教育 市民科セット
「品川区教育委員会市民科カリキュラム作成部会」編. 教育出版 (2006 年 4 月発行)
- はじめての法教育 みんなでくらすために必要なこと 全 5 巻
日本弁護士連合会「市民のための法教育委員会」編. 岩崎書店 (2007 年 3 月発行)

「平成19年度とちぎの徳育推進事業」 規範意識に関する指導資料作成委員会

- 委員長
宇都宮大学教育学部 学部長 橘川 眞彦
- 副委員長
栃木県総合教育センター研究調査部 部長 江部 信夫
栃木県教育委員会事務局学校教育課 主幹 佐藤 仁
- 委員

栃木県教育委員会事務局芳賀教育事務所	所長補佐兼学校支援課長	杉田 知之
栃木県教育委員会事務局下都賀教育事務所	副主幹	上野 直哲
栃木県教育委員会事務局塩谷教育事務所	指導主事	鈴木 厚子
栃木県教育委員会事務局安足教育事務所	副主幹	佐々井信子
栃木県総合教育センター生涯学習部	社会教育主事	水沼 誠
栃木県総合教育センター研究調査部	副主幹	高山 芳樹
〃	指導主事	中山 観
〃	指導主事	小川 浩昭
〃	指導主事	小川 順子
〃	指導主事	宮井 由美
栃木県総合教育センター教育相談部	指導主事	小山 宏之
〃	指導主事	庄司 秀樹
栃木県総合教育センター幼児教育部	副主幹	永井 弘美
〃	指導主事	鈴木 智恵
栃木県教育委員会事務局学校教育課	課長補佐	高橋 哲也
〃	副主幹	阿嶋 敬一
〃	副主幹	田村 一
〃	副主幹	荒井 光弘
〃	指導主事	青木 徹
〃	指導主事	菊地 高夫
栃木県教育委員会事務局特別支援教育室	副主幹	久保田幹雄
- 協力者
宇都宮大学教育学部 准教授 熊田 禎介
- 実践協力校
 - (学法) 山王幼稚園
 - 真岡市立長田小学校
 - さくら市立氏家小学校
 - 栃木市立栃木東中学校
 - 足利市立富田中学校
 - 栃木県立鹿沼高等学校

- 栃木県総合教育センターの Web ページから、各教材の PDF 版をダウンロードすることができます。
- 地域や学校の実態及び児童生徒の発達段階に合わせてシートを工夫できるように、Word 版も発信しています。

→ <http://www.tochigi-edu.ed.jp/center/kihan>

子どもたちの規範意識を育てるための指導資料

【 中 ・ 高 編 】

平成20年 3 月 発 行

編集 栃木県教育委員会事務局学校教育課

発行 栃木県教育委員会

〒320-8501 栃木県宇都宮市塙田 1 丁目 1 -20

TEL 028-623-3390 (小中学校教育担当)

FAX 028-623-3399



いきいき栃木っ子3あい運動

— 学びあい 喜びあい はげましあおう —

「栃木の子どもをみんなで育てよう」運動

—うちの子・よその子・栃木の子、みんなで育てて明るい未来—



とちぎ心のルネッサンス